

被保険者証(裏面)に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられました。

法律により、すべての医療保険の被保険者証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられました。記入するかどうかは、被保険者ご本人の判断によるもので、必ずしも、記入する必要はありません。記入方法は、P.8をご覧ください。

臓器移植に関するご質問・お問い合わせは(社)日本臓器移植ネットワークへ
フリーダイヤル 0120-78-1069 〈携帯電話からは〉 03-3502-2071
電話番号
ホームページ <http://www.jotnw.or.jp>

被保険者証の裏面に貼付する、臓器提供に関する意思表示欄の個人情報保護シールです。

被保険者証に関する注意事項を記載しておりますので、記入の有無にかかわらず、下の保護シール部分をはがし、被保険者証の裏面の点線部分にそって貼付してください。

個人情報保護シール

被保険者証に関する注意事項

- 1 この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
- 2 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証をお住まいの市区町に提出してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 3 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、広島県後期高齢者医療広域連合あての届書を、お住まいの市区町に提出してください。
- 4 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできません。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 6 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。

広島県後期高齢者医療広域連合